

評価報告書

2026年4月30日

格付投資情報センター(R&I)は滋賀銀行からの依頼に基づき、滋賀銀行の「しが トライ・リンク・ローン」(以下、本フレームワーク)が ESG 金融のベストプラクティスとマーケットスタンダードをふまえて、持続可能な社会の実現に資することを確認した。

R&Iは、「インパクト投資(インパクトファイナンス)に関する基本的指針」(金融庁)、「インパクトファイナンスに関する基本的考え方」(環境省)、「ESG 地域金融ガイド」(環境省)などを参照し、R&I が定めた評価方法に基づき評価を提供している。

「しが トライ・リンク・ローン」

～滋賀銀行～



評価の対象

評価の対象は、滋賀県と滋賀銀行の包括連携協定に基づく一環として策定されるファイナンスフレームワークである。滋賀県内に事業所を有し、滋賀県の「しが生物多様性取組認証制度」を取得している事業者を融資対象として、「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミー」に関する指標・目標を設定しその達成度合いに応じて滋賀銀行が金利インセンティブを付与する設計としている。なお本フレームワークは、滋賀県の制度融資ではない。

滋賀県は 2024 年に「生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし～」を策定し、地域における生物の多様性の保全および持続可能な環境の保全に取り組んでいる。また独自の認証制度として「しが生物多様性取組認証制度」を設立し、生物多様性の保全に取り組む事業者を後押ししている。

滋賀銀行は、滋賀県が推進する施策を後押しすべく、持続可能な地域社会の形成要素として特定した「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミー」の同時達成に向けファイナンス面から支援を行うべく本フレームワークを策定している。



[出所: 滋賀銀行]

■設定される指標と目標

①カーボンニュートラル

指標	目標										
<p>・原則として、滋賀県内事業所の CO₂排出量の削減率(総量ベース Scope1・2) ※事業者行動計画における報告ベース</p>	<p>・滋賀県の「滋賀県 CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」における県域の CO₂排出量削減目標と整合する水準</p> <p><基準年度(2013年度)対比の削減率></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">対象年度</th> <th style="background-color: #fce4d6;">削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2030年度</td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td>2035年度</td> <td>▲65%</td> </tr> <tr> <td>2040年度</td> <td>▲79%</td> </tr> <tr> <td>2047年度</td> <td>ネットゼロ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2013年度を基準年とできない場合は、2013年度以降で遡って CO₂排出量の算出が可能な年度を基準年とする</p>	対象年度	削減率	2030年度	▲50%	2035年度	▲65%	2040年度	▲79%	2047年度	ネットゼロ
対象年度	削減率										
2030年度	▲50%										
2035年度	▲65%										
2040年度	▲79%										
2047年度	ネットゼロ										

②ネイチャーポジティブ

指標	目標														
<p>・「しが生物多様性取組認証制度」の加点項目に応じて付与した、達成時の点数獲得状況</p> <p><点数別の加点項目></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">点数</th> <th style="background-color: #fce4d6;">加点項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3点</td> <td>TNFD、自然共生サイト</td> </tr> <tr> <td>2点</td> <td>SBTi、琵琶湖森林づくりパートナー水草等対策技術開発支援事業保護増殖事業、世界農業遺産</td> </tr> <tr> <td>1点</td> <td>MLGs、しが CO₂ネットゼロムーブメント、プラスチックチャレンジ、フードエコ・プロジェクト</td> </tr> </tbody> </table>	点数	加点項目	3点	TNFD、自然共生サイト	2点	SBTi、琵琶湖森林づくりパートナー水草等対策技術開発支援事業保護増殖事業、世界農業遺産	1点	MLGs、しが CO ₂ ネットゼロムーブメント、プラスチックチャレンジ、フードエコ・プロジェクト	<p>・以下の水準を達成</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">対象企業</th> <th style="background-color: #fce4d6;">水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4点以上達成済</td> <td>2点・3点項目の未達成項目のうち1つ以上を達成</td> </tr> <tr> <td>4点未満</td> <td>4点以上</td> </tr> </tbody> </table>	対象企業	水準	4点以上達成済	2点・3点項目の未達成項目のうち1つ以上を達成	4点未満	4点以上
点数	加点項目														
3点	TNFD、自然共生サイト														
2点	SBTi、琵琶湖森林づくりパートナー水草等対策技術開発支援事業保護増殖事業、世界農業遺産														
1点	MLGs、しが CO ₂ ネットゼロムーブメント、プラスチックチャレンジ、フードエコ・プロジェクト														
対象企業	水準														
4点以上達成済	2点・3点項目の未達成項目のうち1つ以上を達成														
4点未満	4点以上														

③サーキュラーエコノミー

1. 資源生産性

指標	企業付加価値額÷天然資源等投入量
目標	毎年 3%程度の増加を目安に、県と協議のうえ個別に設定

2. 再生可能資源及び循環資源の投入割合

指標	(バイオマス系天然資源等投入量+循環利用量)÷(天然資源等投入量+循環利用量)
目標	毎年 1%程度の増加を目安に、県と協議のうえ個別に設定

3. 入口側の循環利用率

指標	循環利用量÷(天然資源等投入量+循環利用量)
目標	毎年 0.5%程度の増加を目安に、県と協議のうえ個別に設定

4. 出口側の循環利用率

指標	循環利用量÷廃棄物等発生量
目標	毎年 0.5%程度の増加を目安に、県と協議のうえ個別に設定

5. 最終処分率

指標	製造業等:(製造等の原単位あたり)産業廃棄物のうち最終処分の割合 廃棄物処理業者:受け入れ産業廃棄物のうち最終処分の割合
目標	毎年 1.5%程度の削減を目安に、県と協議のうえ個別に設定

6. リユース・リペア

指標	県と協議のうえ個別に設定
目標	基準年を起点とした累積の増加・削減率、水準は県と協議のうえ個別に設定

評価のポイント

(1) 持続可能性課題の明確化

滋賀県は、県土の16.7%を琵琶湖が占めており県土面積に占める自然公園面積の割合が全国一であるなど自然豊かな地域である。琵琶湖が近隣他県を含めた関西圏における生活用水としての役割を担うなど、地域の発展は生態系サービスを基盤としている。このような中、明治以降の近代化、戦後の高度成長の過程で自然資本の毀損が見られるようになり、未来に向かって生態系サービスの劣化が懸念されている。滋賀銀行は、営業エリアの経済活動の根底にある自然資本の維持・回復につながる課題を特定し、積極的に解決に取り組むこととしている。

今回、2024年に滋賀県が「生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし～」を策定し、2050年における目標として「自然と人が共生する社会の実現」を目指し、2030年には「生物多様性の損失を止め、回復軌道にのせるネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」を目指すとしたことを受け、滋賀銀行としてもこれらの目標実現に向けた取り組みを実施する事業者をファイナンスの側面から支援するべく、新たなファイナンスフレームワークを構築した。

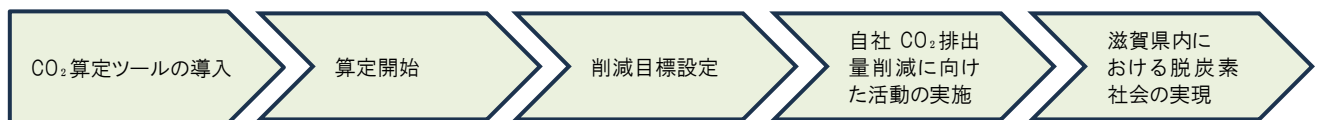
本フレームワークにおける課題の特定にあたっては、滋賀県が掲げる地域戦略と整合するようになっている。具体的には、①カーボンニュートラル②ネイチャーポジティブ③サーキュラーエコノミーの3つを特定している。これらの課題は「生物多様性しが戦略 2024」において地域における課題として言及され、また滋賀県が独自に設立した「しが生物多様性取組認証制度」における審査項目としても組み込まれており、地域における重要課題として客観性を有している。

また本フレームワークは、「しが生物多様性取組認証制度」を取得している事業者を対象としていることから、既に借入人と課題を共有できている。

(2) 課題解決シナリオの設定

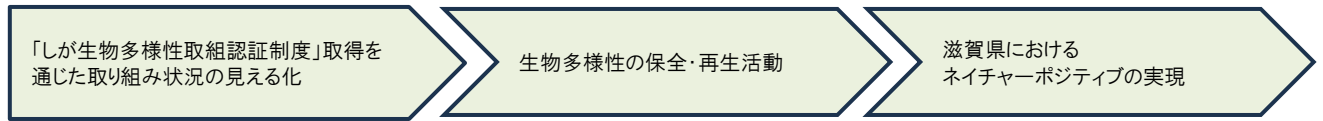
滋賀銀行は、各課題に対する解決シナリオを下記のように設定している。カーボンニュートラルにおけるシナリオは、課題解決に向けて実践されうる実務的なストーリーであり、シナリオの実現を通して課題解決に資すると考えられる。またネイチャーポジティブおよびサーキュラーエコノミーについては、県が策定している戦略と整合しており、課題解決に資すると考えられる。なお、シナリオの実現におけるネガティブインパクトについては、しがぎん経済文化センター(KEIBUN)の第三者評価を通じて案件ごとにチェックする。シナリオの実行可能性については、借入人との指標・目標設定の協議を通じて確認することとしている。

①カーボンニュートラル



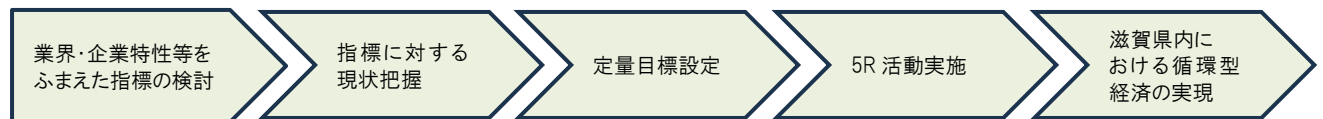
- 滋賀県は「滋賀県 CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」において、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを基本方針としており、市と共同提案者となり脱炭素先行地域への応募や脱炭素に向けた自主的な行動を促進する「しが CO₂ネットゼロムーブメント」を展開するなど、域内における脱炭素を推進している。
- 滋賀銀行では、脱炭素を第8次中期経営計画における基本戦略「インパクトデザイン」の一つと位置づけ、CO₂排出量算定ツール「未来よしサポート」の提供によるCO₂排出量の見える化や『しがぎん』サステナビリティ・リンク・ローンを通じた具体的な削減を促すサポートなど、お客さまのフェーズに合わせた支援メニューを整備し滋賀県内における脱炭素社会の実現に向けた支援を行っている。
- 本フレームワークにおいては、CO₂削減を具体的に進捗させる事業者を支援することとしている。

②ネイチャーポジティブ



- 滋賀県は琵琶湖を中心とした自然豊かな地域であり、そこから生み出される生物多様性を保全することが、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与すると考えている。2025 年には「しが生物多様性取組認証制度」の見直しを実施し、事業者による生物多様性にかかる保全活動の見える化や取組み意欲の創出を図るなど、ネイチャーポジティブの実現に向けた具体的なアクションを促している。
- 滋賀銀行では、これまでも琵琶湖の絶滅危惧種であるニゴロブナやワタカの放流事業への寄付、森林保全事業への支援など、環境ボランティアである「いきものがたり活動」を実施してきた。第 8 次中期経営計画においても「生物多様性」および「琵琶湖の水質保全」をマテリアリティとして特定し、TNFD開示への対応も進めるなど、ネイチャーポジティブを通じた自然共生社会への実現を目指している。
- 本フレームワークにおいては、「しが生物多様性取組認証制度」が求める要件(加点項目)を具体的に遂行する事業者を支援することとしている。

③サーキュラーエコノミー



- 滋賀県は循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制や資源の効率的な循環利用を推進すべく「ごみゼロチャレンジしが」を展開している。具体的な取組みとして、県民総参加で食品ロス削減を図る「三方よし！！でフードエコ・プロジェクト」や、プラスチックごみ削減の実践・取組みを促進する「しがプラスチックチャレンジ」などがあり、始められる身近な活動から取組むことを後押ししている。
- 滋賀銀行では、企業の競争力強化や地域経済の活性化など地域全体の持続可能性を高めるためにマテリアル資源を有効に活用することが重要だと捉えている。具体的には、資源・経済の地域循環を生み出す新たなビジネスの創出支援など通じ、循環型経済の実現に向け取り組んでいる。
- 本フレームワークにおいては、サーキュラーエコノミー活動を具体的に進捗させていく事業者を支援することとしている。

(3) 指標・目標の設定

設定される指標と目標は、いずれもシナリオに沿った設計となっている。

①カーボンニュートラル

指標は、原則として滋賀県内事業所の CO₂ 排出量(総量ベース、Scope1+2)の削減率とし、目標は 2047 年度に CO₂ 排出量がネットゼロになる水準としている。いずれも滋賀県が策定している「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」と整合した内容としており、課題解決シナリオに沿った目標が設定されている。特に、設定される目標水準は、国が目指す脱炭素に向けた軌道よりも野心的な削減率を設定しており、課題解決に向けて有用性の高い取組みとなっている。

②ネイチャーポジティブ

指標は「しが生物多様性取組認証制度」における加点項目の達成度合いとし、目標は達成した項目ごとに割り当てた点数の合計獲得値を設定している。本項目は、実際に各事業者においてネイチャーポジティブに関連した活動が行われると目標が達成される設計となっており、課題解決シナリオの進捗に資する設定となっている。特に、

各指標における点数配分の設計においては、経営として自然との関係性をどこまで捉え実装しているかという観点
を踏まえ取り組みレベルを考慮した配点としており、幅広い事業者を対象とするとともにネイチャーポジティブの実
現に向けて有用性のある目標設定となるよう工夫がなされている。

③サーキュラーエコノミー

各指標および目標は、循環型社会形成推進基本計画に示されている水準を参考に設定する。基本計画はマ
クロ視点で全国的な平均値を示しているが、サーキュラーエコノミーの取り組みは、事業者の業種や規模、取扱う
商材、これまでの取組み進捗状況等により難易度が異なってくる。滋賀銀行では、いずれのステージにある事業
者にも広くサーキュラーエコノミーに関する取組みを進捗してもらうことを目的とし、一方で課題解決に有用な目標
設定となるよう、案件毎に滋賀県の専門部署を交えた協議のうえ確定することとしている。

(4) モニタリング・支援の仕組み

借入人は、年 1 回目標達成状況について滋賀銀行へ報告することとなっている。滋賀銀行は、報告された内
容を滋賀県に共有し、滋賀県の各専門部署において検証を行う。その検証結果をもとに達成状況を判定し、達成
された項目数に応じた金利引き下げ支援を実施することとしている。

評価報告書について

評価の方法と範囲

滋賀銀行はR&Iに対し、「しがトライ・リンク・ローン」に関連する方針、プロセス、ツールに関する資料を提供した。R&Iの作業は2026年4月時点で実施する評価プロセスに限定される。R&Iは評価の範囲で得られた証拠が結論の根拠を提供するために十分かつ適切であると考えている。¹

R&Iの評価方法は専門的判断に基づいて以下の内容で構成される。

- 評価基準を使用し、ESG金融のベストプラクティスの観点から、評価対象における課題の特定、課題解決シナリオの設定、指標・目標の設定、モニタリング・支援の仕組みの実践に関する証拠を評価
- 評価対象の運営を担当するスタッフに対するインタビュー
- ESG金融のベストプラクティスとの整合性について要約した発見事項を依頼者へ提供

使用許諾

この評価報告書は、結論を含めて当事者間の合意に従って滋賀銀行が用いるために作成した。R&Iは滋賀銀行がこの報告書全体をオンラインで開示すること、または「しがトライ・リンク・ローン」についてベストプラクティスとの整合性を示すために取引関係者にこの報告書を提供することを許可する。法律で許される最大限の範囲において、R&Iは書面で明示的に合意された条件を除き、滋賀銀行以外のいかなる者に対してもR&Iの作業またはこの報告書について責任を受け入れることも負うこともない。

R&Iについて

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、インパクトとESGに関して多数の評価実績から得られた知見を蓄積している。2017年からICMA(国際資本市場協会)に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者(外部レビュー部門)に登録。2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択。2023年からインパクト志向金融宣言に署名協力機関として加入。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト(<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>)に開示している。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」(以下、「行動規範」という。)の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト(<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>)に開示している(以下、「対応状況の開示」という)。R&Iは評価に関連する資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係を持たない。なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがあるが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じている。詳細は対応状況の開示を参照のこと。

以上

¹ 評価手続きの範囲には達成された結果としてのインパクト等の検証は含まれない。評価は公開情報および滋賀銀行が提供した資料の情報の分析に基づいている。R&Iは滋賀銀行が提供したこれらの情報の正確性および完全性に依拠している。評価結果は、実施された手続きおよび滋賀銀行から得られた情報に基づくR&Iの専門的判断を表している。

R&IのESG金融評価は、R&Iの評価基準に基づいてESG金融を実践する金融商品およびこれに関連する取り組みに対して持続可能な社会の実現に資する程度を確認する評価であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。本評価は、取り組みを実施することによる成果等を証明するものではなく、この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&Iは一切の責任を負わないものとします。R&IのESG金融評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務(信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。